

# 蕨市移動支援事業ガイドライン



蕨市 健康福祉部 福祉総務課 障害者福祉係

# はじめに

移動支援事業は、障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられ、地域の実情に応じて実施するものとされました。

蕨市では、障害のある方の、地域における自立生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な方々に対し、外出のための支援である「移動支援事業」を実施してまいりました。

この度、これまでに寄せられたご質問やご意見を参考に、サービス内容や支給決定基準などの制度説明のほか、利用に関するQ&Aをまとめた「蕨市移動支援事業ガイドライン」を作成いたしました。

ご利用者の皆様やサービス提供事業者の方々におかれましては、移動支援サービスをご利用いただく際に、ご活用いただければ幸いです。

## 目次

1	移動支援事業の概要	2
2	対象者	2
3	利用方法	2
4	外出の範囲	3
5	支給決定時間	5
6	利用者負担	5
7	移動支援事業のサービス単価	6
8	サービスの内容	6
9	サービス提供事業者	6
10	移動支援に関するQ&A	7

## 1 移動支援事業の概要

移動支援事業とは、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出をする際、**介護給付（障害福祉サービス）での対応ができない場合に**、ヘルパーを派遣して外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う事業です。

## 2 対象者

次の状態にある方で、障害によって単独での移動が困難である場合に対象となります。

なお、同行援護、通院等介助、行動援護、重度訪問介護等の障害福祉サービスを受給している方は、これらのサービスが優先となります。

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	○身体障害者手帳を所持している方で、屋外での移動に困難がある方
知的障害者（児）	○埼玉県療育手帳制度による、療育手帳を所持している方 ○児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害との判定を受けた方
精神障害者（児）	○精神障害者保健福祉手帳を所持している方
難病患者等	○治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害の程度が特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である方

## 3 利用方法

身体障害者（児）、知的障害者（児）、難病患者等は、市役所福祉総務課に、精神障害者（児）は、保健センターにサービスの支給申請をします。

支給申請の際、面接調査により生活状況や障害の状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、必要な支給時間数を決定します。

※蕨市の移動支援サービスの提供形態は、「個別支援型」のみとなります。

### <個別支援型>

原則1名の障害者（児）に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

例外として、2人対応の支給決定を受けている障害者（児）については、ヘルパー2名での支援を行う事ができます。2人対応の必要性については、カンファレンスを実施し、利用について本人の状態を踏まえて決定します。Q19を参照してください。

## 【留意事項】

- (1) 移動は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車）等を利用して行います。  
また、利用者が調達するタクシー等の移動手段も利用できます。
- (2) 事業者が所持する車両で移動する際、ヘルパー自らが運転する場合は、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。（詳細は、Q 1 4 を参照）  
また、ヘルパーとは別に運転手を確保し、継続的に支援した場合は、算定可能です。（運転手はヘルパーの数には含めません）  
なお、事業者が所持する車両で移動支援を行う場合は、移動に係る費用の収受にかかわらず、道路運送法上の許可（介護タクシー又は福祉有償運送許可）が必要となります。  
※ 道路運送法上の許可なしでサービスを提供した場合、いわゆる白タク行為として道路運送法による行政処分に該当する恐れがありますので、ご注意ください。
- (3) 移動支援事業は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間は算定の対象外となります。
- (4) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護（通院等介助）を介護保険のサービスを利用できる場合には、介護保険サービスの利用を優先します。

## 4 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉を目的とした公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、必要と認められる事由を勘案のうえ、検討して決定します。原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

また、レスパイト（介護者の介護疲労に対する一時的な休息）と判断できるような事由は対象となりません。レスパイトを目的とする場合は生活サポート事業を利用してください。

### 〈生活サポート事業〉

在宅の障害者及び障害児を介護する家族の負担の軽減を図ることを目的に、障害者及び障害児の一時預かり、派遣による介護、送迎、外出援助などを行う事業。障害福祉サービス等で利用可能な場合は、障害福祉サービス等を優先します。

(1) 対象となる外出の範囲

項目	内 容
1 社会生活上必要不可欠な移動	ア 権利・義務に関する相談・手続 イ 学校行事への参加、PTA活動など ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続など エ 日常生活上必要な買い物など オ 理容、美容、着付けなど カ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など キ 官公庁や金融機関への外出 ク 公的行事への参加 ケ その他上記アからクまでに準ずる移動支援
2 社会参加のための外出に伴う移動	ア 各種行事・研修会 イ 冠婚葬祭 ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加 エ 初詣・墓参りなど社会的習慣 オ ボランティア活動など カ 通学のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合） キ 通所のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合） ク 外食 ケ レジャー・レクリエーション・旅行（日帰りでの移動）・スポーツ観戦 コ 映画鑑賞・観劇 サ その他上記アからコまでに準ずる移動支援

※緊急、やむを得ない場合の通学及び通所のための一時的な利用等については必ず、事前に市にご相談をお願いします。

※原則として1日の範囲で用務を終えるもの

(2) 対象とならない外出の範囲

- ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動支援（P. 8のQ4のAもご参照ください）
- イ 病院への通院等（通院介助や乗降介助（介護保険制度を含む。）等を利用できない場合を除く。） ※病院への通院は、障害福祉サービスの通院等介助や乗降介助等のサービスがご利用いただけます。
- ウ 介助者自ら運転する介護輸送（有償・無償は問わない。）
- エ ギャンブル、飲酒を目的とした移動支援
- オ 宗教・政治活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援
- カ その他経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用することが適当でないと認められる移動支援
- キ 保護者等による育児・養育が適当であると考えられる場合の障害児に対する移動支援
- ク その他上記アからキまでに準ずる移動支援

## 5 支給決定時間

移動支援の支給決定時間は、原則、月50時間を上限とします。

ただし、本人や家族の状況によりやむを得ないと判断できるものについては、別途勘案して、決定します。

## 6 利用者負担

利用者の負担割合は、利用者の属する世帯（※）の所得状況によって、次の表のとおりとなります。

なお、移動支援事業と別に、障害福祉サービス等を利用して、利用者負担がある人の場合は、障害福祉サービス等の利用者負担と移動支援事業の利用者負担の両方がかかります。また、移動支援事業を複数の事業者で利用している場合は、必ず受給者証を確認し、利用時間及び利用者負担の上限額について、既に契約をしている事業所とあらかじめ調整しておいてください。

### <18歳以上>

階 層		利用者負担割合	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	免除	
低所得	市民税非課税世帯	サービス単価の1割	0円
一般1	市民税所得割額16万円未満の世帯		9,300円
一般2	市民税課税世帯で上記以外の世帯		37,200円

※世帯の範囲は、障害者本人及び、その配偶者となります。

### <児童（18歳未満）>

階 層		利用者負担割合	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	免除	
低所得	市民税非課税世帯	サービス単価の1割	0円
一般1	市民税所得割額28万円未満の世帯		4,600円
一般2	市民税課税世帯で上記以外の世帯		37,200円

※世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯となります。

## **7 移動支援事業のサービス単価**

移動支援事業のサービス単価については、障害福祉サービスにおける「通院等介助」の報酬単価を準用しています。なお、「上限月額管理加算」については適用しませんのでご注意ください。

## **8 サービスの内容**

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

### (1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

### (2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合（理容室での散髪時間等）
- 遊び相手（一緒にスポーツをしたり、カラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 移動支援事業者等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業者等として「預かり行為」を行う場合  
(※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトや仕事等による預かり行為を目的としたものは対象とはなりません。)

## **9 サービス提供事業者**

サービスを提供する事業者は、事前に蕨市の登録を受けている必要があります。移動支援事業のサービス申請をする際等に、あらかじめ利用事業者を確認してください。

なお、登録を受けていない事業者から移動支援事業のサービス提供を受けた場合、サービス費を支払できませんのでご注意ください。

## 10 移動支援に関するQ & A

### Q1 通院のための利用

通院のために、移動支援を利用することは可能ですか。

A 通院時の移動支援については、居宅介護の通院等介助で支給するため、原則として利用はできません。

ただし、通院等介助や介護保険のサービスを利用することができない場合は、移動支援の利用を認めています。この場合、待機時間については対象とならず、送迎のみが認められます。

### Q2 病院の入退院時や入院中の一時帰宅時の利用

入退院の際や入院中に一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。

ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない、単なるタクシー代わりの利用等の場合は対象となりません。

また、一時帰宅した際に移動支援を利用することも可能です。

### Q3 学校行事での利用

学校行事（遠足、社会科見学、キャンプ、宿泊等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。なお、保護者として学校行事へ参加する場合は、対象となります。

### Q4 通学、通所、通園、学童保育、習い事への利用

通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎は認められないのですか。



A 通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎については、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するため移動支援の対象から、原則、除いています。

また、通学については、単独での通学を目指すための訓練を目的として利用する場合、最大3ヶ月を限度として、利用を認めます。さらに、全般として、家族等の入院により送迎が困難となった場合についても、最大3ヶ月を限度として、利用について勘案のうえ決定します。この場合は、必ず事前にお問い合わせ下さい。なお、その後の状況により、再び3ヶ月を限度に支給決定できる場合があります。

※ いずれも、概ね片道30分以内の範囲内での決定となります。

## Q5 短期入所や日中一時支援先への利用

**短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。**

A 短期入所の利用にあたっては、障害の程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業者が対応することになります。

したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。

ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難な場合については、例外的に利用することが認められる場合があります。

## Q6 グループホーム入居中の利用

**グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。**

A グループホームに入居している間も場合によっては移動支援の利用は可能となりますので、事前にお問い合わせ下さい。

## Q7 プール内での利用

**移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。**

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。施設内の移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

## Q8 行き先が市外となる利用

蕨市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 市外に行く場合でも、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援の利用は可能です。このため、宿泊旅行は、1日の範囲内で用務を終えられないため、支援は認められません。

なお、目的地までの交通費や施設利用料等の実費負担分は、ヘルパー分も含めて利用者負担となります。

## Q9 複数の目的地がある場合

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、一連の外出の中で1か所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

## Q10 事業者主催行事での利用

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業者（運営法人を含む）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

## Q11 1回あたりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 月の支給量を上限とし、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

## Q12 1日に複数回利用する場合の請求方法

1日に複数回利用する場合で、その間隔が2時間未満の場合は、居宅介護の請求と同様に、1回の連続したサービスとして請求する必要がありますか。

A お見込のとおりです。

間隔が2時間未満の場合は、1回の連続したサービスとして請求をお願いします。

### Q13 サービス提供中のヘルパーの交代

1回のサービス提供中に、ヘルパーを交代することはできますか。

A 同じ事業者内のヘルパーの途中交代は、認められます。

ただし、異なる事業者間でヘルパーを途中交代することは、事故等が発生した場合の責任の所在が不明確となりますため、認められません。

### Q14 ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態ではないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

#### 例 【13:00～16:00までの支援の場合】

- ・13:00～13:30 外出のための準備および車両への乗車介助
- ・13:30～14:00 運転中（※ 算定対象外）
- ・14:00～15:00 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- ・15:00～15:30 運転中（※ 算定対象外）
- ・15:30～16:00 降車介助および更衣介助

### Q15 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合の算定

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A 食事中に利用者への食事介助も同時に行われている場合は、算定が可能です。単に、ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

## Q16 年齢による利用制限

移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか。

A 支給決定を行う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就学児であって、障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、5歳である児童が、単独でデパートに行くことや病院に行くことは通常想定されない）については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない）。

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能となる場合があるため、お問い合わせ下さい。

## Q17 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出ができなくなった場合に、移動支援の算出はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

※ ただし、この場合、算定が可能な時間は30分とします。

## Q18 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」のサービス内容

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では提供できるサービスに差があるのですか。

A 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

なお、この区分については、日常生活において下記の状態、①～⑤のいずれか1つ以上に認定される場合は、「身体介護を伴う場合」と判断します。

- ① 「歩行」 できない
- ② 「移乗」 見守り等、一部介助又は全介助
- ③ 「移動」 見守り等、一部介助又は全介助
- ④ 「排尿」 見守り等、一部介助又は全介助
- ⑤ 「排便」 見守り等、一部介助又は全介助

## Q19 ヘルパー2人対応

ヘルパー2人対応での利用はできますか。

A ヘルパー2人対応の決定は下記の状態、①～④いずれか1つ以上に該当することを条件とし、利用者及び事業者、並びに市の担当者とのカンファレンスを実施し、利用について勘案のうえ検討し、決定します。

- ① 利用者の身体的理由により、1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- ② 著しい暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ 利用者の多動が激しく、1人でのヘルパーでの介助が難しい場合。
- ④ 他害行為があるため、1人でのヘルパーでの介助が難しい場合

## Q20 利用申請時のサービス等利用計画案の作成

移動支援の利用の申請時には、相談支援専門員によるサービス等利用計画案の提出が必要となりますか。

A 移動支援など地域生活支援事業だけを申請される場合は、サービス等利用計画案の提出は不要です。ただし、短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用されている方については、サービス等利用計画案の提出が必要となります。

## Q21 登録事業者の契約期間・解除について

登録事業者の契約期間はありますか。また、期間の自動更新はありますか。

A 契約の期間については、契約の解除の意思表示がない場合、毎年度自動更新されます。

## Q22 サービスの提供時の事故・損害賠償について

サービス提供時の事故において損害賠償について、規定はありますか。

A サービス提供時に事故が発生した場合は、必ず速やかに市及び家族等に連絡を行ってください。

事故により第三者等に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとなります。賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入し、利用者との契約書には必ず損害賠償について定めてください。

特に、車両でサービス提供を行うにあたっては、利用者の安全を十分配慮してください。

## Q23 移動支援事業所への監査

事業所に対して定期的な監査などはありますか。

A 平成29年度より移動支援事業者への定期的な監査の実施しております。また、移動支援事業の実施にあたり必要と認められるときは、定期的な監査とは別に当該事業者に対して、報告を求め、又は調査します。

### 問い合わせ先

蕨市健康福祉部福祉総務課障害者福祉係

Tel 048-433-7754

Fax 048-444-2949

e-mail [fsarvice@city.warabi.saitama.jp](mailto:fsarvice@city.warabi.saitama.jp)

◆蕨市移動支援ガイドライン 平成29年4月1日発行